

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

【事例1】

(概要)

申請者は、本国において政府の機関である青年組織Aに所属していたが、その全国会議において、政府の姿勢に疑問を投げかけるような発言をしたため、刑務所に身柄を拘束され、自身の政治的意見等について取調べを受けたこと、刑務所から解放された後も本国政府から監視され続けたこと、及び、自身が出国したことを理由に父が軍の収容所に身柄を拘束されたことを申し立て、こうした現状において帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国の省庁、軍隊、報道機関、学校、宗教施設は、政党メンバー等により意思決定が下されており、それに対抗する者は国家統制に対する脅威とみなされ、政権から弾圧、制限、追放又は無力化されているなどの状況が認められる。申請者の申し立てによれば、①全国会議で発言した後、身体拘束を受け、自身の政治的意見等について取調べを受けた経験を有していること、②申請者の出国後、家族が身体拘束を受けたことなどの事情が認められるものであって、申請者が本国政府非支持者としていまだに本国政府から個別、具体的に把握されているおそれを否定し得ないことからすれば、このまま申請者が帰国した場合、本国政府から不当な拘束、拷問等の迫害を受ける具体的、客観的危険性があるものと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として、本国政府から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有している者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例2】

(概要)

申請者は、本国において、軍幹部養成学校在籍中に、現政権関係者から与党に参加するよう要請を受けたがこれを拒否したこと、その後、B国に渡航し、本国出身者による難民組織Cに参加したことなどから、こうした現状において帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民

認定申請を行った。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、①本国政府の与党は、本国政府に対する反対意見や批判を抑え込むために逮捕等の人権侵害を行っていること、②本国政府は、国内外を問わず反政府派に対して厳しい態度をとっており、国内の反政府派の人々に対する嫌がらせ、拘束及び虐待を続けていること、③海外で本国の体制について批判的な政治活動を行っていた人物は、当該活動が本国政府に知られた場合、帰国時において本国政府当局から関心を向けられる可能性があり、海外へ渡航した者が帰国時に拘束されたケースが数多く存在することなどの状況が認められる。申請者は本国において本国政府の与党への参加要請を拒否したことから、政府関係者から脅迫、暴行を受けた経験を有している上、B国において難民組織Cに参加した際、在B国本国大使館関係者から「難民組織Cに参加するものは反政府派とみなされる。」旨の警告を受けたことなどの事情が認められるものであって、申請者が本国政府の非支持者として本国政府に個別、具体的に把握されているおそれを否定し得ないことからすれば、このまま申請者が帰国した場合、本国政府から不当な拘束、拷問等の迫害を受ける具体的、客観的危険性があるものと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として、本国政府から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有している者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例3】

(概要)

申請者は、本国において、政治組織Dのメンバーとして活動したことを理由に本国政府に逮捕され、身体拘束を受けたこと、父及び兄弟も政治的理由で身体拘束を受けたことなどから、こうした現状において帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして、難民認定申請を行った。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府は、政治組織Dを非合法化し、所属メンバーを多数拘束しているほか、政治組織Dのリーダーを「最重要指名手配者」として手配し、本人不在のまま死刑判決を下していることなどの状況が認められる。申請者は政治組織Dにおける活動を理由に、逮捕、身柄拘束されていること、申請者の家族は政治組織Dの関係組織において主

要な立場にあることなどの事情が認められることからすれば、このまま申請者が本国に帰国した場合、本国政府から迫害を受ける具体的・客観的な危険性があるものと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に、本国政府から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有している者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例4】

(概要)

申請者は、本国において、少数派である特定の宗派Eのリーダーとして活動したこと、及び、反政府活動を行ったことから、こうした現状において帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府は信仰の自由を軽視する傾向があり、政府が公認していない少数派の宗教を信仰する者らに対し、個人的、集団的な嫌がらせや差別にとどまらず、逮捕や身柄拘束を行っているなどの状況が認められる。申請者には、自身の宗教活動を理由に、①教師の職を辞職させられたこと、②警察に複数回拘束され、暴行等を受けたこと、③本国政府の高官から活動を止めなければ殺害する旨の警告を受けたことなどの事情が認められ、申請者が宗派Eのリーダーの一人として本国政府に把握されているおそれを否定し得ないことからすれば、このまま申請者が帰国した場合、本国政府から不当な拘束、拷問等の迫害を受ける具体的、客観的危険性があるものと認められる。

したがって、申請者は、「宗教」又は「政治的意見」により本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、大学在学中に野党の党員として活動していたところ、本国政府から身柄を拘束され暴行を受けたこと、就職後も党員としての活動等を理由に勤務先において降格処分を受けたことに加え、継続して政府に反対するデモに参加したため、身柄を拘束され訴追されたことなどを申し立て、こうした現状において帰国した場合、本国政府から迫害を受けるお

それがあるとして難民認定申請を行った。

(判断のポイント)

本国において、学生の頃から政府当局から抑圧や脅迫を受けたが公然と政府を批判し、現在保釈中の身であることなどの申立てに関し、その政治活動、逮捕され起訴された状況又は出国に至る経緯等の供述の核心部分について詳細かつ整合性のある供述をしており、信ぴょう性や迫真性があるものと認められた。また、本邦において、反政府組織の立ち上げに参加し、政治活動を行っているものと認められた。本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府（与党を含む。）は野党党員を不当に逮捕したり、反政府系指導者らを不当に拘束し起訴するなどしており、また、国外にいる反政府系と考えられる人物に対する監視を行っているなどとされている。

これらを踏まえて評価すれば、このまま申請者が帰国した場合、本国政府から迫害を受ける具体的・客観的な危険性があるものと認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例6】

(概要)

申請者は、本国において少数派であるF族であり、F族の政治組織Gに所属して活動したこと、本邦において、F族の在日組織に所属して活動していることなどを申し立て、こうした現状において帰国した場合、本国政府や申請者の所属していた組織と対立する政治組織などの関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行った。

(判断のポイント)

申請者が新たに提出した政治組織Gに関する資料や不自然なところは見当たらない供述等により、本国において同政治組織に所属して活動したことに信ぴょう性があると認められた。また、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府は、①申請者が居住し活動する地域の情勢を注視し把握していること、②同地域における紛争の経緯は本国政府の政策に起因すること、③反政府的と映る組織の活動に対し本国政府が支援する者が惹起する暴力的な対立に関し、効果的な治安維持に対策を執っているとは言い難いなどの特殊な地域情勢が認められる。さらに、申請者は、F族によって構成される在日組織においても引き続き活動を行っている。

これらを踏まえ評価すれば、このまま申請者が帰国した場合に、所属して

いた政治組織Fと対立する組織を始めとする関係者から注視され、危害を被るおそれがあると合理的に想定することができ、かつ、本国政府の政策等を背景とした地域情勢の特殊性も併せ考慮すれば、本国政府による効果的な保護も期待できないものと認められる。

したがって、申請者は、「人種」及び「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するものと認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

【事例7】

(概要)

申請者は、H国人父とI国人母との間に出生し、I国において生活していたものであるところ、申請者がI国の国籍を有しないとしてH国に追放されるおそれがあり、H国に追放されることとなった場合、申請者がH国の国籍を有しているため兵役に就かなければならないこととなり、また、H国では少数派である宗教を信仰しており同宗教は不殺生を教義としていることなどを申し立て、こうした現状においてH国又はI国に帰国すれば、各国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行った。

(判断のポイント)

申請者が新たに提出した身分関係証明書や不自然なところは見当たらない供述等により、申請者についてはI国籍を有さず、H国籍のみを有すると推認された。また、本国情勢に係る客観的情報によれば、H国においては申請者が信仰する宗教J（K派）は公的に承認されておらず、同派の信仰者に対して逮捕、勾留、拷問が行われているなどの状況があるところ、そのような中で申請者は、宗教J（K派）を信仰し儀式を受け、本邦においても引き続き信仰しているものと認められる。

これらを踏まえて評価すると、申請者のI国及び本邦における信仰や宗教活動は真摯なものであり、このまま申請者が帰国した場合に、これまで同様の宗教活動を行うことにより、本国政府から不当な拘束、拷問等の迫害を受ける具体的、客観的危険性があるものと認められる。

したがって、申請者は、「宗教」を理由に、本国となるH国政府から迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、難民条約及び同議定書第1条に規定する難民に該当すると認められた。

②難民と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1 迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例1】

(概要)

申請者は、本国において少数民族であるため、学校や日常生活で「少数民族は学校に来るな」などと言われ、差別を受けてきたことを申し立て、帰国した場合、他の民族や兵士から差別的な取扱いを受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てをすべて検討したが差別の範ちゅうにとどまっており、統治機構による直接的・間接的な迫害に当たるものとは認められない上、申請者は、少数民族であることを理由に迫害を受けたことはない旨自認していることなどから、本国に帰国した場合、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例2】

(概要)

申請者は、本国において、A族に属しているものであるため、B族で構成される組織のメンバーから暴行、脅迫等を受けたことを申し立て、本国に帰国した場合、B族で構成される組織のメンバーから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は本国政府ではなく、B族の組織のメンバーであるが、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、民族組織などによる違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案についても同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

2 迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例3】

(概要)

申請者は、C宗派の信者であるところ、本国において、D宗派を名乗る者から宗教施設に爆弾を投げるよう脅迫されたことなどを申し立て、本国に帰国した場合、上記の者らに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、本国政府ではなく、D宗派を名乗る者であるところ、本国情勢に係る客観的情報に照らすと、本国政府当局は、C宗派とD宗派の対立の収束をはかり、両宗派の信者による違法行為の取締りを行っているほか、私人による違法行為も取り締まっており、上記の者による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案についても同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例4】

(概要)

申請者は、本国においてE教からF教へ改宗したところ、その事実を本国政府に知られてしまったことから、本邦入国前にG国に滞在していた際、本国の母から、本国警察に自身の旅券が押収された旨聞いたほか、自身に召喚状が発付されるなどしたことを申し立て、帰国した場合、死刑に処せられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、先行して行われた本邦在留に係る手続きにおいて、自身の宗派はわからない旨述べていたことに加え、F教に関し、客観的情報と著しく異なる内容の供述に及んでいること、また、本国入国以前に、本国警察に旅券が押収されたと聞いた旨申し立てるものの、上記手続きでは、自身の旅券は外国に滞在しているにもかかわらず自宅にあり、家族に連絡して郵送してもらった旨述べるなど、著しく不自然、不合理な点が認められることからすれば、当該申し立てに信ぴょう性があるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例5】

(概要)

申請者は、H教徒であるものの、本国において、I教に興味を持ち、I教の宗教施設に通っていたところ、一般市民から「無信仰者」などと罵られ、

暴行を受けたほか、H宗教の過激派組織からも脅迫や暴行を受けたことを申し立て、帰国した場合、申請者がI教の宗教施設に通うことを受け入れられない一般市民及びH宗教の過激派組織に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は、本国政府ではなく、一般市民及びH宗教の過激派組織であるものと認められ、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、私人及びH教の過激派組織による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

3 迫害理由として「特定の社会的集団の構成員であること」を申し立てるもの

【事例6】

(概要)

申請者は、上位カーストに属しているところ、共和制になって以降、下位カーストの者から脅迫を受けたり、家族が暴行を受けたりしたことを申し立て、帰国した場合、下位カーストの者から脅迫を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張する迫害主体は、本国政府ではなく、下位カーストの者であり、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、私人による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例7】

(概要)

申請者は、一時帰国し、本国で片親が最下層カーストである者との婚姻手続きを行ったところ、配偶者の両親が、申請者の故郷の村の人々から脅迫されたことを申し立て、帰国した場合、故郷の村の人々から危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張する迫害主体は、本国政府ではなく、故郷の村の人々であり、申請者自身、本国で結婚式を挙げ、役場でも婚姻手続きを終えることができた旨供述しているほか、本国情勢に係る客観的情報によれば、本国政府当局がカーストによる差別を違法としている上、異カースト婚を奨励する政策を打ち出しているほか、本国政府当局が、私人による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれること、さらに申請者夫婦は、故郷の村の人々から脅迫されたり、暴行を受けたりしたことはない旨供述していることから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

4 迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例 8】

(概要)

申請者は、本邦において、反政府組織 J に所属し、反政府活動を行ったことなどを申し立て、帰国した場合、本国政府から監視されたり、拘束を受けたりするおそれがあるなどとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は反政府組織 J の一般メンバーにすぎず、その活動内容も会合やデモに一参加者として参加した程度であった上、現在は活動に参加していないこと、また、本国の家族は平穏に暮らしていることなどからすれば、帰国した場合、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 9】

(概要)

申請者は、本国において反政府デモに参加したこと、本邦において反政府組織で活動していることを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者は、反政府デモにおいては一参加者にすぎず、また、反政府組織においては一般メンバーにすぎないこと、本国の家族は平穏に暮らしていることなどからすれば、帰国した場合、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例10】

(概要)

申請者は、本国において、L政党党员として活動したところ、本国政府機関から身柄を拘束された上、暴行を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、生命に危険が及ぶとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の供述には、自身が本国政府機関から拘束された回数や、その状況等に関し、看過しがたい変遷や齟齬が認められることなどから、申請者の申立てには信ぴょう性が認められないとして「不認定」とされた。

【事例11】

(概要)

申請者は、本国において地方議会議員選挙に当選したものの、本国政府が政権与党に所属する対立候補を当選者としたため、申請者の支持者が暴動を起し、申請者自身も警察に逮捕されたこと、その後、申請者の所属する政党の関係者らが警察署を襲撃し、申請者を逃亡させたことを申し立て、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の供述は、自身の得票数や対立候補の氏名など、自身が当選したと主張する選挙に関し著しく具体性に欠けるものである上、客観的事実との間に齟齬があることなどから、申請者の申立てには信ぴょう性が認められないとして「不認定」とされた。

【事例12】

(概要)

申請者は、本国において、独立活動組織Mの広報責任者として活動したため、警察に身柄を拘束されたほか、自身の出国後警察が自宅へ捜索に来たことを申し立て、帰国した場合、逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の供述は、広報責任者として活動する者であれば当然承知しているはずの事項について客観的情報と異なること、また、迫害を逃れるため旅券を取得した経緯等に不自然、不合理な点が見受けられることから、申請者の申立てに信ぴょう性が認められないとして「不認定」とされた。

【事例13】

(概要)

申請者は、本国においてN党員として政治活動を行ったことにより、対立政党であるO党所属の国会議員及びその関係者から危害を加えられた旨申し立て、帰国した場合、O党所属の国会議員及びその関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は本国政府ではなく、対立政党に所属する特定の議員及びその関係者であるものと認められ、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、政党関係者による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例14】

(概要)

申請者は、本国においてP政党から勧誘を受けたものの、Q政党党員となり活動したため、自宅の近隣に居住するP政党の者らから嫌がらせを受けたことを申し立て、帰国した場合、自宅の近隣に居住するL政党の者らから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は本国政府ではなく、特定地域における対立政党の関係者であるものと認められ、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、政党関係者による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例15】

(概要)

申請者はR政党からS政党へ支持政党を鞍替えしたため、R政党関係者から自宅の一部に損傷を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、S政党関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者が主張する迫害主体は本国政府ではなく、特定の政党関係者とはいえ、私人間のいさかいによるものと認められ、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

5 その他の申立て

(1) 借金問題や遺産相続など主に財産上のトラブルを申し立てるもの

【事例16】

(概要)

申請者は、本国において、来日費用を工面するため高利貸し等から借金をしたものの、返済できていないため、帰国した場合、高利貸し等から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、また、申請者の主張する迫害主体は私人であると認められ、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、私人による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例17】

(概要)

申請者は、本国において、父の遺産を全て相続したため、親族から脅迫された旨申し立て、帰国した場合、親族から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、また、申請者の主張する迫害主体は私人であると認められ、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、私人による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けること

ができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

**(2) 地域住民や交際相手等との間に生じたトラブルや暴力事件等に起因する
危害のおそれを申し立てるもの**

【事例18】

(概要)

申請者は、本国において、他人の子供を交通事故死させたため、死亡した子供の両親を始めとする地元住民から暴行や脅迫を受けたことを申し立て、帰国した場合、上記の者らから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、また、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、私人による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例19】

(概要)

申請者は、本国において、別れた恋人から復縁しなければ殺害する旨脅迫を受けたことなどを申し立て、帰国した場合、元恋人から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、また、本国情勢に係る客観的情報に照らし、本国政府当局が、私人による違法行為について、特定の個人・集団を対象として意図的に放置、助長している状況にあるとは認められず、申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから、申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例20】

(概要)

申請者は、本国において、犯罪者が逃走するところを目撃したため、

帰国した場合，同人から危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は，難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと，また，申請者が主張する迫害主体は私人であると認められ，本国情勢に係る客観的情報に照らし，本国政府当局が，私人による違法行為について，特定の個人・集団を対象として意図的に放置，助長している状況にあるとは認められず，申立てのあった事案も同様の対応が見込まれることから，申請者が条約難民の要件である国籍国の保護を受けることができない者に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

(3) 本国での生活苦や本邦内での稼働継続希望など個人的事情を申し立てるもの

【事例 2 1】

(概要)

申請者は，本国において，天災により家族が死亡したり所在不明となったりした上，自宅を失ったことから，帰国しても生活することができないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は，本邦における在留継続希望を述べたものにすぎず，その他の申立内容を俯瞰しても難民条約上のいずれの迫害の理由に基づくものとも認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2 2】

(概要)

申請者は，本邦で稼働して子どもの養育費を稼ぎたいことなどを主張し，難民認定申請に及んだものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は，本邦での稼働希望を述べただけにすぎず，その他の申立内容を俯瞰しても難民条約上のいずれの迫害の理由に基づくものとも認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2 3】

(概要)

申請者は，本邦内で離婚したところ，そのまま帰国すれば本国の家族を心配させてしまうため，帰国することはできないことなどから難民認

定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、離婚とそれによる家族間の問題という個人的な事情を述べているに過ぎず、難民条約上のいずれの迫害の理由に基づくものとも認められないとして「不認定」とされた。

(4) 上記カテゴリー以外で多く見受けられたもの

【事例24】

(概要)

申請者は、本国では犯罪組織がテロや犯罪行為を行っているため、帰国した場合、自身もテロや犯罪行為の被害者になるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、全体の申立内容を俯瞰しても、本国の治安情勢に対する漠然とした不安を述べているにすぎず、個別、具体的な迫害事情も認められないとして「不認定」とされた。

【事例25】

(概要)

申請者は、本邦において派遣先を逃亡したことから、本国の派遣業者との間に違約金が発生したものの、それを支払っていないため、派遣業者から訴えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の主張は、違約金の支払いをめぐる契約上の問題であると認められ、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないこと、また、仮に申請者に対し、契約違反者であることを理由として本国法に基づいて司法手続等が執られたとしても、それ自体は適正な法の執行であると認められ、条約難民の要件である迫害に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

1 紛争待避機会として在留許可を付与した事例

【事例1】

(概要)

親族に政府関係者がいたことを理由にテロリスト集団から脅迫を受けたこと及び少数民族に属していたことから、帰国すれば同集団メンバーに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

迫害主体は本国政府ではなく、テロリスト集団のメンバーであるところ、テロリストによる攻撃その他の市民生活を脅かす行為に対して統治機構側は国軍・警察を動員するなどしてその抑圧を図っていることから条約難民とは認められなかった。

しかしながら、脅迫を受けた旨の申立て内容は、詳細かつ具体的であることに加え、経由国において国連機関に保護を求めていることに信ぴょう性が認められること、本国の治安状況に鑑みると何らかの危害が加えられるおそれなしとせず、こうした状況が改善するまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例2】

(概要)

本国において、反政府組織の村内リーダーとして政治活動を行ったため、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てと客観事実との間に齟齬があることなどから、難民該当性に係る申立て内容に信ぴょう性が認められず、条約難民とは認められなかった。

しかしながら、本国では騒乱が激化し、国際社会の様々な取組みにもかかわらず、情勢は非常に不安定なままであること等からすれば、帰国した場合、体制派と反体制派の武力を伴った争いに巻き込まれる可能性が高く、こうし

た争いが収束するまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例3】

(概要)

本国において、宗教的少数派に属することを理由に対立宗派に属する過激派組織の構成員から暴行されたこと、本国政府が国家として機能しておらずテロリスト集団が台頭するなど国情が混沌としていることなどから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

暴行に係る申立てには信ぴょう性が認められず、本国情勢についても漠然とした不安を述べているにすぎず、個別具体的な迫害事情はないなどとして条約難民とは認められなかった。

しかしながら、本国情勢は国際社会の様々な取組みにもかかわらず、いまだ危機的状況を脱しておらず、非常に不安定である上、今後はさらに不安定かつ流動的になると予想されており、治安が改善する見通しが立っていないこと等からすれば、帰国した場合、体制派と反体制派の武力を伴った争いに巻き込まれる可能性が高く、こうした争いが収束するまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例4】

(概要)

本国において、現政権派と反政府武装勢力が戦闘を繰り広げているため、帰国すれば戦闘に巻き込まれて命を落とす危険があるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢を踏まえた個別具体的な迫害事情はないなどとして条約難民とは認められなかった。

しかしながら、申請者の出身地域では戦闘による緊張状態が継続しており、その他の地域においても、武装勢力によるデモや衝突が発生し、混乱の中、本国政府の統治が相対的に低下していることから、国全体の治安が悪化し、不測の事態が発生する可能性が高いことを考慮し、こうした混乱が収束するまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例5】

(概要)

本国において、ある宗教の特定の宗派を信仰していることから、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるほか、本国には徴兵制度があるところ、帰国した場合、同国人同士の戦いに従事させられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報に照らし、当該宗派を信仰していることのみをもって迫害を受けるおそれがあるとは認められないことに加え、本国における徴兵制度は国民の義務とされており、兵役忌避者として処罰を受けること自体は難民条約上の迫害に該当するとは認められないこと等から、条約難民とは認められなかった。

しかしながら、本国情勢は国際社会の様々な取組みにもかかわらず、いまだ危機的状況を脱しておらず、非常に不安定である上、今後はさらに不安定かつ流動的になると予想されており、治安が改善する見通しが立っていないこと等からすれば、帰国した場合、体制派と反体制派の武力を伴った争いに巻き込まれる可能性が高く、こうした争いが収束するまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例6】

(概要)

本国において、内戦に巻き込まれて身体や生命に危険が及ぶおそれがあることから、帰国できないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

内戦に巻き込まれる等の主張は、申請者の政治的・宗教的な属性や行動に端を発するものではなく、申請者に係る個別具体的な迫害事情はないなどとして条約難民とは認められなかった。

しかしながら、申請者の自宅も戦闘地域であり、本国の家族も隣国に移住し帰国できない状況であり、治安が改善する見通しが立っていないこと等からすれば、帰国した場合、不特定多数の中の一人として内戦に巻き込まれる可能性が高く、こうした状況が改善するまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

2 本国事情や家族状況等を理由に在留許可を付与した事例

【事例7】

(概要)

本国において、特定の宗教を信仰していること等から、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報に照らし、当該宗教を信仰していること等をもって迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして条約難民とは認められなかった。

しかしながら、一部地域を中心に対立する宗徒間における衝突により治安状況が悪化しているなどの事情が認められることなどから、帰国した場合、何らかの不利益な取扱いを受ける可能性が否定できないこと、申請人が本国での生活基盤を失っている可能性があること、本邦の医師からの診断書が提出されていること等を総合的に勘案し、こうした状況が改善されるまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例 8】

(概要)

本国において、プロスポーツ選手として活動していたところ、テロリスト集団から脅迫を受けたことから、帰国すれば同集団から危害を加えられるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

迫害主体は本国政府ではなく、テロリスト集団のメンバーであるところ、本国政府がテロリストによる攻撃その他の市民生活を脅かす行為に対して、統治機構側が国軍・警察を動員するなどしてその抑圧を図っていることから、条約難民とは認められなかった。

しかしながら、脅迫を受けた旨の申立て内容は、詳細かつ具体的であることに加え、本国の治安状況に鑑みると、統治機構側による種々の対応にもかかわらず何らかの危害を加えられる可能性が否定できないこと、特に、テロリスト集団が、メンバー拡充の方法として、誘拐や強要という方法によることも認められる上、スポーツ選手に対する同集団からの危害が発生していることをうかがわせる報道もあることから、帰国した場合、同集団から個別に注視され危害を受ける可能性が否定できないことから、こうした状況が改善されるまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例 9】

(概要)

本国において、少数民族で特定の宗教を信仰していること、本邦において、団体に加入し活動していること等から、帰国すれば本国政府から迫害を受けおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

本国情勢に係る客観的情報に照らし、少数民族又は特定の宗教を信仰していることのみをもって迫害を受けるおそれがあるとは認められず、また、本邦において、少数民族団体に所属し活動しているものの、その活動内容も一参加者として参加した程度にとどまることなどから、本国政府から迫害の対象として注視される態様のものとは認められないとして、条約難民とは認められなかった。

しかしながら、各種関係資料によれば、本国の出身地域における少数民族の情勢が治安状況を含め悪化していることが認められ、帰国した場合、不特定多数の中の一人として、何らかの不利益な取扱いを受ける可能性が高いことから、こうした状況が改善されるまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例10】

(概要)

本国において、本国政府の政策を批判する団体の構成員に飲料物を提供したため、軍諜報部に拘束され厳しい拷問等を受けたことから、帰国すれば軍に拘束され殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申立てを裏付ける供述や証拠資料はなく、また、申請者は本国に帰国しても自活する方法がないことを理由に帰国できない旨主張しているに過ぎないものと判断されたことから、条約難民とは認められなかった。

しかしながら、本国の治安状況が不安定であることが認められ、帰国した場合、不特定多数の中の一人として、何らかの不利益な取扱いを受ける可能性があること、申請者が本国での経験によって生じたと考えられる精神的な問題を有する旨記載された本国の診断書を提出し、本邦においても引き続き治療を受けている事実が認められたことから、こうした状況が改善されるまでの我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

3 本邦の医療機関において治療を継続するために在留許可を付与した事例

【事例 1 1】

(概要)

本国において、政治活動を行ったこと、本邦において、デモに複数回参加するなどしたことにより、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請人が行った政治活動は会議に 1 回参加した程度にとどまるほか、約 2 年前から一度もデモに参加していないことからすれば、迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして条約難民とは認められなかった。

しかしながら、申請者は本邦の医療機関において継続して治療を受けているところ、当該疾病は本国では十分な治療が受けられない可能性があり、本邦において治療を継続する必要があることから、我が国での在留の配慮が必要であると判断された。

【事例 1 2】

(概要)

本国において、前回の難民認定申請と同様に、行政機関に勤務していたところ、任務に反した行為を行ったことにより逮捕され拷問を受けたことなどにより、帰国すれば本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

前回処分後に生じた新たな難民該当性に係る事情はなく、条約難民とは認められなかった。

しかしながら、本邦在留中にり患した疾病により入院治療中のところ、病状からすれば、帰国のために長時間航空機に搭乗することは困難であることに加え、本邦における治療の継続が不可欠であると考えられることから、我が国での在留の配慮が必要であると判断された。